

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第3号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(管理職手当の支給)</p> <p>第20条 管理職手当の月額、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあつてはその額に同条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 条例第22条第1項第1号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>76,200円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 条例第22条第1項第2号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>72,400円</u></p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の規定は、条例附則第11項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものについて準用する。</u></p> <p>(管理職手当の支給)</p> <p>第20条 管理職手当の月額、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあつてはその額に同条第3項から第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 条例第22条第1項第1号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>78,400円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 条例第22条第1項第2号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>74,700円</u></p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 条例附則第6項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（条例第7条第9項に規定する再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が条例附則第6項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後の管理</u></p>

(特殊勤務手当の支給)

第21条 略

2・3 略

4 略

- (1) 非常災害時における児童、生徒若しくは幼児（以下「児童等」という。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害（任命権者が人事委員会に協議して定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると任命権者が人事委員会に協議して認める業務に従事した場合にあっては、16,000円）
- (2) 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき7,500円
- (3) 児童等に対する緊急の補導業務に従事した場合は、勤務した日1日につき3,750円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、7,500円）
- (4) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合は、勤務した日1日につき4,250円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、5,000円）
- (5) 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）若しくは国の行事の行われる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。）に所属する職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき4,250円
- (6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのク

職手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(特殊勤務手当の支給)

第21条 略

2・3 略

4 条例第23条第1項の特殊勤務手当の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 非常災害時における児童、生徒若しくは幼児（以下「児童等」という。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき6,400円（被害が特に甚大な非常災害（任命権者が人事委員会に協議して定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると任命権者が人事委員会に協議して認める業務に従事した場合にあっては、12,800円）
- (2) 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき6,000円
- (3) 児童等に対する緊急の補導業務に従事した場合は、勤務した日1日につき3,000円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、6,000円）
- (4) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合は、勤務した日1日につき3,400円（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、4,000円）
- (5) 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）若しくは国の行事の行われる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。）に所属する職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき3,400円
- (6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのク

ラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,900円(任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、3,000円又は3,600円)

(7)～(15) 略

5 略

6 第4項の特殊勤務手当は、特殊勤務記録簿(別表第3)により、給与期間によって計算し、各給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給日までに支給する。

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号)第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号)第4条第2項若しくは第3項、職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項、第4項若しくは第9項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額又は第20条第1項の規定による管理職手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額又は管理職手当の月額とする。

ラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき1,900円(任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、2,400円、2,900円又は3,400円)

(7)～(15) 略

5 略

6 第3項の特殊勤務手当は、特殊勤務記録簿(別表第3)により、給与期間によって計算し、各給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給日までに支給する。

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号)第4条第2項若しくは第3項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項、第4項若しくは第9項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額又は第20条第1項の規定による管理職手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額又は管理職手当の月額とする。

2 条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員のうち、前項に規定する職員について、育児休業条例附則第5項の規定により読み替えられた条例附則第6項第1号に規定する算出率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。

(条例附則第6項の規定により減ずる額の日割計算)

第28条 給与期間の中途において、条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員(以下「減額支給対象職員」という。)以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第11条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第6項各号(第3号及び第4号を除く。)に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

附 則

(給料の調整額の額の算定の特例)

- 2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第8条の2の規定の適用については、同条中「の給料月額」とあるのは、「の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

(給料の調整額の額の算定の特例)

- 2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第8条の2の規定の適用については、同条中「の給料月額」とあるのは、「の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第64号）第2条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(条例附則第6項の規定により地域手当の額から減ずる額等に関する端数計算)

- 3 条例附則第6項第2号から第4号まで及び第11項に規定する地域手当の月額並びに職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）附則第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第1項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

別表第1 給料の調整額の適用区分表（第8条の2関係）

職員		調整数
特別支援学校に勤務する職員		1
略		
人事委員会に協議して指定する職員	特別支援学級の児童又は生徒の授業を担当する職員	1
	通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童又は生徒に対して行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1
	略	

別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表（第8条の2関係）

職務の級	調整基本額
------	-------

別表第1 給料の調整額の適用区分表（第8条の2関係）

職員		調整数
特別支援学校に勤務する職員		1.25
略		
人事委員会に協議して指定する職員	特別支援学級の児童又は生徒の授業を担当する職員	1.25
	通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童又は生徒に対して行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1.25
	略	

別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表（第8条の2関係）

職務の級	調整基本額
------	-------

1 級	9,000円
2 級	11,100円
特 2 級	11,500円
3 級	12,200円
4 級	13,100円

1 級	9,100円
2 級	11,200円
特 2 級	11,700円
3 級	12,300円
4 級	13,300円

別表第 1 の 3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表（第 8 条の 2 関係）

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円
2 級	11,000円
特 2 級	11,300円
3 級	11,800円
4 級	12,700円

別表第 1 の 3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表（第 8 条の 2 関係）

職務の級	調整基本額
1 級	8,500円
2 級	11,100円
特 2 級	11,400円
3 級	11,900円
4 級	12,900円

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。